

平成27年度 丹波山村障害者就労施設等からの物品等の調達方針

平成27年6月30日 策定

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

2 適用範囲

調達方針は、丹波山村の組織における物品等の調達に適用する。

3 対象となる施設等

調達方針の対象となる施設等は、法第2条に定義する施設等とする。

4 調達する物品等

丹波山村が調達を推進する物品等は、次のとおりとする。

	区分	具体的な物品等の例示
物 品	事務用品	筆記具、事務用具、用紙、封筒 など
	食料品等	パン、弁当、麺類、飲料 など
	小物雑貨	食器類、清掃用具、花苗 など
	その他の物品	机、椅子、寝具 など
役 務	印刷	チラシ、リーフレット など
	クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	清掃・施設管理	清掃、除草作業 など
	その他の役務	袋詰、資源回収 など

5 物品等の調達目標額

物品等の調達目標額は、平成26年度の実績を上回る額とする。

6 調達の推進方法

施設等への発注に当たっては、施設等の供給能力に合わせ納期、納入条件等、適切な配慮を行う。

7 調達実績の公表

調達実績は、会計年度が終了次第、速やかに公表する。